

12-2

令和6年第4回
多治見市議会定例会
議案説明資料

令和6年8月22日

目次

議第96号	物品供給契約の締結について	-----	1
-------	---------------	-------	---

議第96号 物品供給契約の締結について

多治見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年条例第32号）第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の財産の取得について議会の議決に付すべきところ、これを付さずに財産の取得をしたため、次の物品供給契約の締結について、議会の追認を求めるもの。

- 1 契約の目的 小学校教師用指導書及び教師用教科書購入
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 一金 40,601,162円
- 4 契約の相手方 多治見市小路町14番地
株式会社東文堂本店
代表取締役 木野村 匡

【参考】

随意契約理由：

教科書は、児童の学校教育目的を達成するために完全供給を行う必要があることから、次の各号に掲げる者を經由して学校へ供給される。本市における教科書は、上記契約の相手方に限り物品供給を受けることができるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に基づき随意契約を締結するもの。

- (1) 教科書発行者 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第2項に規定する発行者をいう。
- (2) 教科書・一般書籍供給会社 全ての都道府県に配置される者で、本市では岐阜県教販株式会社が該当する。
- (3) 教科書取次書店 本市の小学校については、4 契約の相手方のみが該当する。

事業概要：

- 1 市内小学校13校分の教師用指導書及び教師用教科書を購入するもの。
 - (1) 教師用指導書
国語、書写、社会、地図、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、保健、英語及び道徳の教科について、各学年1冊及び1ライセンスずつ教師用指導書を配置
 - (2) 教師用教科書
(1)に掲げる教科について、各学級1冊ずつ教師用教科書を配置
- 2 納入期限：令和6年9月17日
※ただし、指定する区分（教科、書名及び科目）を前期としているものについては、令和6年4月15日を納入期限とする。